

平成22年第26回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成22年第26回岩手町農業委員会総会は、平成22年4月20日、午後1時30分、岩手町役場 第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 報告第2号 農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて
- (3) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (4) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (5) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (6) 議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 幅 清一
- 2番 三浦 新太郎
- 4番 武田 昭蔵
- 5番 横澤 稔秋
- 6番 遠藤 幸夫
- 7番 黒澤 金一
- 8番 細野 清悦
- 9番 三浦 博子
- 10番 千葉 静子
- 11番 太布 光則
- 12番 岩崎 明
- 13番 佐々木 由和
- 14番 田中 正志
- 15番 國枝 金一
- 16番 井戸 ツヨミ
- 17番 澤村 勇次郎
- 18番 松本 良子（会長職務代理者）
- （議長）19番 福島 昭士（会長）

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 3番 岩館 修一

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 千葉 照雄 |
| 農地振興係主幹 | 田村 寿 |
| 副主幹 | 川村 祐子 |
| 副主任 | 山中 寿行 |

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第26回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、3番岩館委員の1名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。13番佐々木由和委員、14番田中正志委員ご兩名をお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告2件 議案4件の提出があります。お諮りします。報告2件 議案4件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告2件 議案4件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料は2ページとなります。農地法第18条の規定による合意解約通知について、です。受付番号13番となります。土地の所在は、大字土川第4地割の土地です。登記地目原野、現況地目畑となっています。面積は5,651㎡、もう一つも大字土川第4地割の土地で、登記地目畑、現況地目畑となっています。面積は8,724㎡です。借受人は滝沢村滝沢 42歳の男性です。貸出人が大字土川第4地割の50歳の男性です。解約の理由は、双方合意によるものです。合意年月日は平成21年12月15日、引渡年月日は平成22年3月31日です。3条で賃貸借を設定していたものでした。この件は9ページで賃貸借権を設定しています。

議 長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 その他ございませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

議 長 次に、報告第2号農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 3ページをお開き下さい。農地法施行規則（転用の例外）該当届について、でございます。受付番号1番、申請地は、大字沼宮内第28地割の内となっております。土地の登記地目・現況地目とも畑、面積が8,367㎡の内、今回424.31㎡の敷地について、申請人は宮城県仙台市青葉区 株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ、施設の概要は携帯電話の鉄塔（電柱）その他附帯施設で利用状況は無線基地局、施工時期は平成22年7月1日から平成22年11月30日までです。電気通信業者であるためこのような届出となります。5ページは位置図、6ページの事業計画書、7ページは公図です。

議 長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番 幅委員 賃借料は年間いくら位になりますか。

事 務 局 手元に資料がございませんので、次回報告いたします。

1 番 幅委員 わかりました。

議 長 ほかに質問ありますか。

(なしの声)

議 長 無いようですので質疑を打ち切り、つぎに入ります。

(7番 黒澤委員退室)

議 長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号でございます9ページ農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてであります。受付番号が2番、土地の所在地は大字一方井第17地割の水田ほか4筆合わせて田4,471㎡借受人が大字一方井の農事組合法人、一方井営農組合、貸出人が盛岡市松園57歳の男性の方です。理由につきましては、相手方の要望により増反するというものであります。借受人の耕作面積は合計で181,579.54㎡。料金は10a当たり1万円です。なお、この農地は耕作放棄地として以前拾い上げていたものです。今回、町の耕作放棄地協議会で再生の交付金の対象となるもので取り上げています。次に受付番号49番土地の所在地は大字土川第4地割の地目は原野と畑です。原野につきましては、5,651㎡現況地目は畑でございます。畑につきましては、現況畑で8,724㎡です。借受人は葛巻町の32歳の男性です。貸出人は大字土川第4地割の50歳の男性であります。理由は相手方の要望により増反するというものであります。金額については、2筆総額で11万円です。所在地につきましては、10ページは大字一方井17地割の図面、11ページは大字土川第4地割の図面でございます。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番遠藤委員 質問ではございませんが、一方井営農組合と*****さんの件について補足説明させていただきたいと思っております。これは、一方井土地改良区の区域内になっております。それで、今まで耕作放棄地ということで来ていましたけど、この度営農組合で借り受けして耕作しますのでこの部分の耕作放棄地は解除となりますから結構なことだと思います。

事務局 12ページ農地法第3条の規定による農地等の所有権移転こちらは売買によるものです。受付番号1番、土地の所在地は大字川口48地割の畑5筆、登記地目・現況地目とも畑です。譲受人は八幡平市の45歳の女性です。譲渡人は大字川口第6地割の72歳の男性です。理由は、相手方の要望・経営規模縮小によるためです。譲受人の家族数(耕作者数)は4人です。10a当たり10万円となっております。売買です。2人の関係は親子(******)です。13ページは、図面です。次に受付番号48番、土地の所在地は大字一方井6・7・8地割の畑・水田で合計14筆になります。田13,826㎡畑3,360㎡です。譲受人は、盛岡市東松園の38歳の男性です。譲渡人は、大字一方井第6地割86歳の男性です。理由については、受贈し農業を行う・高齢のため贈与する。2人の関係は孫と祖父(******)になります。譲受人の家族数(耕作者数)は4人です。図面は、16・17ページです。以上です。

議長 他に何かございませんか。無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

(7番 黒澤委員入室)

議 長 続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第15条第1項の規定により提出された許可申請について、同条第2項の規定により意見の決定を求めます。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 19ページをご覧ください。農地法第5条の規定による農地等の所有権移転に関する許可申請承認について、でございます。受付番号が1番。土地の所在は大字一方井第7地割、地目は畑で、面積は414㎡であります。譲受人が大字一方井第7地割の35歳男性で、譲渡人は大字一方井第7地割の61歳男性の方でございます。転用目的は現在ある家を取り壊して新築をしたいという事でございます。農業振興地域整備計画の変更が平成21年4月17日に済んでおります。なお、この件は現地確認をしましたので、その内容を現地確認した委員さんから報告願いたいと思います。以上説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員から願いたします。

4番武田委員 現地確認は今日午前9時から、私と6番遠藤委員、7番黒澤委員、及び事務局2名で確認してまいりました。この場所ですが、主要地方道岩手・平館線で一方井の町を過ぎると今松部落に入ります。道路から右へ200・300m位入った所が今松さんの場所です。先程事務局の説明のとおり、現在の家を取り壊して宅地を拡張し農家住宅を新築するということでした。周りには農家が点在しておりますが、何ら影響が無いとみてまいりました。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料は21ページとなります。農地法の適用外証明願承認について、です。受付番号は1番からとなります。1番2番3番関連でございますが、土地の所在は、大字久保第9地割、登記地目、現況地目も畑、面積が1,915㎡となります。申請人は、大字久保第9地割の75歳女性の方です。もう一筆が畑1,604㎡この二筆であります。これは、土川の*****さんですが、自宅の付近の畑になっておりますが現状が昭和30年頃から原野となっております。受付番号2番大字久保9地割の畑が二筆1,244㎡と455㎡で申請人は45歳の女性のかたです。*****さんですが、相続をうけて現在は奥さんの所有です。これも、自宅前に資材置場として平成元年頃から使用していました。現況地目が宅地介在となっておりますが、固定資産税のほうですすでに宅地並みの評価課税にしていたということで農家台帳のほうもこのような現況地目で記載していました。いずれ、平成元年頃からこのような状態で使用されていたため証明願いが出されています。受付番号3番大字土川第8地割の水田139㎡これも同じく大字久保9地割の45歳の女性の方です現在の利用が昭和53年頃から宅地として使用されています。この宅地につきましては、*****さんという方が住宅を建てて住んでいます。その一部分の農地が残っているということで、これも**さんが登記の古いままで自宅の庭として使っていたということで今回宅地に変更して**さんに移転する内容のものです。なお、この件につきましても現地確認をしておりますので代表委員の方から報告を致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

4番武田委員 今回の現地調査員は、先程と同じです。1番の*****さんと*****さんの場所は隣接する同じ場所です。県道岩手・大更線で西根方面に向かって横田を過ぎまして嶋沢に行く途中の中間地点にあたります。道の左側に家が見えます。*****さんのところですが昭和30年頃から農地法の認識がなく耕作はしていないということでした。面積的には大きいわけですけど傾斜地が強く30年以上も経つ大きな木がありまして、原状回復は困難だと判断してまいりました。次の、2番の*****さんですが、前建設業の当時資材置場として使用していたようです。現在は、資材も撤去して更地になっておりました。それでも、長年砂利等を敷いて使用したの

で原状回復は困難だと判断してきました。そして、3番も*****さんですが、先程事務局が説明したとおり**さんというお宅の前です。場所は役場の後ろを一方井方面に向かい農協のライスセンターを過ぎて、土川に向かって左側の所でした。そこは、家と田んぼの間で細長く面積的にも少なく不便な場所でした。やむ追えない場所だと判断しました。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 その他ございませんか。無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号 農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 「異議なし」と認め、可とすることに決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見の決定について、農業経営基盤強化促進法第2条の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更申し出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 別添資料農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についての概要であります。町長からの4月22日まで農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についての意見の決定をするものです。これは、5年に一回町が策定を行うものですが、まだ前回18年3月から5年たっておりませんが今回農地法の一部改正の影響がありまして、この内容に変更が必要になったものです。さらに次の資料で概要、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)それと、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想一部変更(案)新旧対照表と3冊用意しております。既に配付しておりますので概略だけ説明いたします。農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、町の方では県基本方針に倣って3ヶ月以内に町の基本構想を変更するという事です。農業委員会の意見をきいて、知事の方に協議をして最終的には基本構想の報告ということです。内容は、2枚ものの概要と新旧対照表に主な変更点をのせております。大きな見出しの第1に農地利用集積円滑化事業を追加。第2番は農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等であります。変更はありません。第3として、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集

積に関する目標。農用地の利用関係改善に伴う面的集積に係る項目など一部追加です。第4番農業経営基盤強化促進事業に関する事項は特定法人貸付事業を削除、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業を追加しております。第5については、全部削除。第6についても全部削除です。第7についても全部削除です。新たに第5として農地利用集積円滑化事業に関する事項を追加されました。以上が概要でございます。横書きのA4番の資料ですけど、新旧対照表でございます。いずれ、法改正によって変更になるところを全部直す形になります。また、5年に一回の改正ですので23年3月にまた変更になると思います。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。12番岩崎委員。

12番岩崎委員 これは法律用語の問題も絡んでの変更ですね。結局事業が廃止になって違う方に移ったりしている関係もあってこうなったのですね。結局、それは岩手町農業委員会としてそれに伴って中身を変えるということで。あらためて認可をとるというために農業委員会にかけるということですか。見直しは5年後だということになると、これには10年を目安にして云々と、このとおり認可していいのかどうかということだと、よほど勉強しなければと思います。今回はこれでいいと思いますが、来年見直しとなると私達に資料等を出す場合にはもう少し詳しく中身を教えてもらいたいと思います。簡単にはいかないと思います。いままでの事業の経過・実績等のデータが欲しいと思います。農家にいつて説明する時に資料がないと説明できません。その辺を事務局でお願いしたいと思います。今日の分については、問題ないと思います。

事務局 今おっしゃったことは、まったくその通りでございます。実態把握をどのようにするかということについては、結局町勢統計それから税金の申告等での数字が一番手っ取り早いですが、いろいろプライバシーの関係もございまして、年間の農業センサス等全体のおおよその数字だけしかわかりません。個々の分別までは分析出来ていないのが実態でございますので、町としては出来るだけプライバシーに触れない程度の資料は収集しながら来年度の構想の策定に向けていかなければならないことなので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長 その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 事務局から何かありませんか。

事 務 局 事務局連絡いたします。総会の後で農業委員研修会を昨年から行っておりますが、今年もこの後研修会を行います。町の農政について研修を行いたいと思います。研修会が終わった後で、小委員会を開催したいと思います。21年度の事業・22年度の事業計画について、農政小委員会は第4会議室・農地調整委員会はこの場所で行います。以上です。

議 長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第26回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時18分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

13番 印

14番 印